大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会

令和６年度　第１回
全体会議資料

令和６年１０月２３日（水）

大牟田市障害者自立支援･差別解消支援協議会

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会について

1．設置について

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出（就労、住居、権利擁護等）とその解決を目指す、官民協働の組織（障害者総合支援法第89条の3）であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関からの参画を得た上で、新たに「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもと、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。

2．所掌事務

1）関係機関による連携体制の構築に関すること
2）障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること
3）障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること
4）障害者差別の解消に資する取り組みに関すること
5）その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務

3．構成メンバー

保健・医療関係機関、相談支援事業者、障害当事者団体、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、福祉関係者、商工団体、法曹関係者、教育関係者、行政機関等

4．協議会の組織構成等

（1）組織構成について

①全体会 － 運営会議 － 事務局 － 相談支援部会の4段階の構成とする。（イメージ図参照）
②運営会議のメンバーを中心として、地域課題ごとのプロジェクト会議や、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置する

（2）全体会

【組織】保健・医療関係機関、相談支援事業者、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工団体、行政機関等の代表クラスで構成
【役割】①協議会全体の事業報告の場 ②障害福祉の推進に向けた政策提言の場 ③常設部会の設置・終結の場
【任期】3年間

（3）運営会議

【組織】相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工団体、法曹関係者、行政機関等の実務者クラスで構成
【役割】①プロジェクト会議設置・終結の場 ②プロジェクト会議及び常設部会の情報共有の場
③全体会への提言事項の検討の場
【任期】3年間

（4）プロジェクト会議

【組織】地域課題ごとに、運営会議の関係メンバーを中心に構成
【役割】地域課題の解決に向けた検討の場
【その他】必要に応じて、運営会議メンバー以外の関係者も臨時に出席することができる

（5）相談支援部会（常設）

【組織】相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター、市で構成
【役割】①困難事例の検討の場 ②地域課題の抽出とプロジェクト会議への提案の場

（6）合理的配慮推進部会（常設）
【組織】商工団体、法曹関係者、人権擁護関係者、社会福祉協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、障害者関係団体、障害当事者団体、相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター、教育関係、行政機関等で構成
【役割】差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じて、各関係機関が知識及び情報の共有を行う場

（7）就労支援部会（常設）
【組織】運営会議委員、共同受注窓口担当者、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、ハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所、社会福祉協議会、市で構成
【役割】障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を目指す場

（8）子ども支援部会（常設）
【組織】児童発達支援センター、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市（子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当）で構成
【役割】①障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援の在り方を検討する場
②障害児（幼児～学童期）の統一した支援を目指し、各事業所の活動・支援内容等を把握し、情報共有、障害児支援に係る課題の抽出とその解決を目指す場

（9）事務局
【組織】指定一般相談支援事業所、大牟田市障害者協議会、市で構成
【役割】協議会全体の連絡調整、事務管理の場

≪ケース会議について≫
【組織】必要に応じ、必要なメンバーで開催
【役割】①困難事例の検討の場　②必要に応じ、検討事項をプロジェクト会議へ諮る

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（令和５年度）

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成２８年４月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成２８年８月２日の全体会で設立された。

平成２０年２月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出（就労、住居、権利擁護等）とその解決を目指す、官民協働の組織（障害者総合支援法第８９条の３）であったが、これに障害者差別解消法第１７条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関の参画を得た上で、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもと、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。

≪プロジェクト会議≫
必要に応じて、運営会議の関係メンバーを中心に構成し、課題解決に向けた検討を行う。

地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議
（H30.8 設置）

≪全　体　会≫（H２０．２設立）
- 障害者計画推進委員会をベースに選定。相談支援事業者、福祉関係団体、保健・医療関係機関、商工業関係団体、関係行政機関等の代表クラスで構成。令和６年３月末時点で１３人。
- 協議会全体の事業報告の場、障害福祉の推進に向けた政策提言の場、常設部会の設置・終結の場。

≪運 営 会 議≫（H２０．３設置）
- 相談支援事業者、福祉関係団体、福祉関係事業者、医療機関、商工業関係団体、関係行政機関等の実務者クラス及び人権擁護委員で構成。令和６年３月末時点で３０人。
- プロジェクト会議の設置・終結の場、各プロジェクト会議及び常設部会の情報共有の場、全体会への報告・提言事項検討の場。

≪合理的配慮推進部会≫（H２８.８.２設置）
- 差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じて、各関係機関が知識・情報の共有を行う。

≪事 務 局≫
- 指定一般相談支援事業所、大牟田市障害者協議会、市（障害福祉部局、人権部局）で構成。
- 協議会全体の連絡調整、事務管理。
- 毎月第１、第３木曜日に事務局会議を開催して連携。

≪就労支援部会≫（H３０.８.１０設置）
- 障害者の就労支援に係る地域課題の抽出と、その解決を目指す。

≪相談支援部会≫（H２２．１０設置）
- 相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、市（障害福祉部局）で構成。
- 困難事例のケース検討及び地域課題の抽出、プロジェクト会議への企画提案。

≪子ども支援部会≫（R１.８.２８設置）
- 障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と、その解決を目指す。

各関係機関　ケース会議　ケース会議　ケース会議

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 設置要綱

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条の規定に基づき、地域の関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題並びに障害を理由とする差別に関する相談事例について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備及び障害を理由とする差別を解消する取組みについて協議するため、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（１）関係機関による連携体制の構築に関すること。

（２）障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること。

（３）障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

（４）障害者差別の解消に資する取組みに関すること。

（５）その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務。

（組織）

第３条　協議会は、２０人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる団体に所属する者で構成する。

（１）相談支援事業者

（２）保健・医療関係機関

（３）障害者関係団体

（４）障害福祉サービス事業者

（５）商工業関係団体

（６）行政機関

（７）その他の団体

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第６条　協議会の会議（以下「全体会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

２　全体会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　全体会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営会議）

第７条　協議会に運営会議を置く。

２　運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（専門部会）

第８条　必要に応じて協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会の設置、廃止、構成は全体会議及び運営会議の承認を必要とする。

３　部会には、部会構成員の互選により部会長を選任する。

（協力依頼等）

第９条　協議会は、第１条の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（個人情報の保護）

第１０条　委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、職務の遂行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第１１条　委員は、職務の遂行に当たって取り扱う個人情報をこの職務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（守秘義務）

第１２条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第１３条　協議会の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２０年１月２９日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年８月２日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年８月７日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱

（設置）

第１条　大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ効果的な活動を実施するため、協議会設置要綱第７条に基づき協議会に運営会議を設置する。

（組織）

第２条　運営会議は、３５人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる団体に所属する実務担当者で構成する。

（１）相談支援事業者

（２）保健・医療関係機関

（３）障害者関係団体

（４）障害福祉サービス事業者

（５）商工業関係団体

（６）法曹関係者

（７）行政機関

（８）その他の団体

（任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　運営会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営会議の会議）

第５条　運営会議の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を聴くことができる。

（プロジェクト会議）

第６条　協議会にプロジェクト会議を置く。

２　プロジェクト会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（個人情報の保護）

第７条　委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、職務の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第８条　委員は、職務の遂行に当たって取り扱う個人情報をこの職務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第１０条　運営会議の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２０年３月１２日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年８月２日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年８月７日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の主な活動
（令和５年度）

≪全　　体　　会≫…… 1回開催

８月３１日（木）

≪運　営　会　議≫…… １回開催

８月２２日（火）

≪事 務 局 会 議≫ ……23回開催

４月６日（木）、４月２０日（木）、５月１１日（木）、６月１日（木）、６月１５日（木）、７月６日（木）、７月２０日（木）、８月３日（木）、８月１７日（木）、９月７日（木）、９月２１日（木）、１０月５日（木）、１０月１９日（木）、１１月２日（木）、１１月１６日（木）、１２月７日（木） １２月２１日（木）、１月１１日（木）、１月２５日（木）、２月８日（木）、２月２２日（木）、３月７日（木）、３月２１日（木）

≪地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議≫ …… １回開催

１１月１５日（水）

≪合理的配慮推進部会≫ …… 3回開催

４月２６日（水）、９月２０日（水）、２月１４日（水）

○合理的配慮普及セミナー **…… １回開催**

７月２日（日）

≪相 談 支 援 部 会≫ …… 4回開催

４月１８日（火）、１０月１７日（火）、１２月１９日（火）、２月２０日（火）

○相談支援部会拡大会議 **…… １回開催**

６月２０日（火）

≪就労支援部会≫ …… 4回開催

６月９日（金）、９月１３日（水）、１２月６日（水）、３月１３日（水）

≪子ども支援部会≫ ……３回開催

５月１８日（木）、１０月１０日（火）、２月６日（火）

（１）地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議

〔設置経過〕
地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進め、また、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。
地域生活支援拠点等の整備については、国の基本指針において、令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備することとされており、また、地域生活支援拠点等の整備に際して、協議会等を十分に活用し、検討することが重要とされていることから、平成３０年８月に大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会においてプロジェクト会議を設置しました。検討の結果、大牟田市の地域生活支援拠点等整備については、大牟田市委託相談支援事業所４事業所を中核とした面的整備とすることとし、令和元年８月の全体会で承認を得て、取り組みを進めています。

〔令和５年度の取り組み〕
地域生活支援拠点等の「令和４年度」と「令和５年度の上半期」における運営実態について、アンケート調査を実施し、その結果を基に意見交換を行いました。令和４年度の実績は延べ１２件（うち、緊急時受入件数は１２件）、令和５年度上半期の実績は延べ１６件（うち、緊急時受入件数は１３件）でした。会議内では、対象者の情報不足、関係者間の情報共有の不足、受入れ施設の人員や休日の体制が受け入れに影響することなどが運営上の課題として挙げられました。また、感染症対策として、抗原検査や個室対応等行っていますが、個室の確保が難しいとの観点から受入れ困難な施設もありました。
課題のひとつであった対象者の情報不足については、可能な限り当事者の情報を収集し、支援者間でスムーズな情報共有ができるよう、「緊急ショート当事者情報シート」の活用・内容の改善を進めていくこととしています。(次ページ)
今後も、運営実態調査や会議を実施し、現状や課題等の共有を行いながら、引き続き課題解決に向けた協議を行うこととしています。

≪令和5年度の活動状況等≫

開催日	実施事項	内　　容
10/13	運営実態調査	『大牟田市地域生活支援拠点等の整備』に係る運営状況調査 （令和４年度、令和５年度上半期）
11/15	第１回会議	1. 地域生活支援拠点等の運営実態調査について（報告・意見交換等） 2. 緊急時受入れ情報共有シートについて

緊急ショート当事者情報シート

受付日	年　月　日	相談支援事業所		担当者	様
相談者	様 所属（　　）		電話		

当事者氏名	様	性別	男 ・ 女	生年月日	年　月　日（　歳）
現住所	〒 大牟田市			交通手段	
電話番号		携帯			
緊急連絡先①	氏名:	続柄（　）	連絡先:		
緊急連絡先②	氏名:	続柄（　）	連絡先:		

家族構成　キーパーソン（　　）

本人の同意:

緊急ショートが必要な理由:

転帰予定:

コロナワクチン接種	未 ・ 済（　回） 最終:　年　月　日		
現在の体温	℃	体調	良好・咳・頭痛・鼻水・咽頭痛・息苦しさ・腹痛・下痢・その他（　）

家族や近しい人に上記症状がある人がいますか:　いいえ ・ はい（最終接触日:　）

行動履歴（直近1週間）

緊急ショート当事者情報シート

障害名（病名）	
手帳の種類	□精神保健福祉手帳（　　級）　□療育手帳（　　）□身体障害者手帳（　　級）□不明
障害支援区分の有無	□あり（区分:　　）　期限（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） □なし　　□申請中　□不明
サービスの利用状況	□なし　□あり（　　）　□不明
医療保険	□国保　□共済　□社保　□生活保護　□不明
かかりつけ病院	□ 不明
	TEL:　　担当医
服薬状況	□なし　□あり　　□不明 （服薬の内容:　　）
お薬手帳	□なし　□あり　□不明
服薬自己管理	□可　□不可　　□不明　　回/日　　朝・昼・夕・就　その他（　　）
頓服	□なし　□あり（使用状況　具体的に:　　）□不明
医療行為	□なし　□あり（痰吸引・胃ろう・インスリン・摘便・その他（　　））□不明
医療費の助成	□自立支援　□重度障害者医療　□特定疾患　□その他（　　）□不明
収入	□年金（　　級）□生活保護　□その他（　　）　□不明
アレルギー	□なし　□あり（　　）　□ 不明
食事介助	□自立　□一部介助（　　）　□全介助　□不明
食事形態	□常食　□刻み　□お粥　□糖尿食　□その他（　　）□不明
排泄	□自立　□一部介助（　　）　□全介助　□オムツ　□リハパン　□不明
入浴	□自立　□一部介助（　　）　□全介助　□不明
更衣・整容	□自立　□一部介助（　　）　□全介助　□不明
歩行・移動	□自立　□一部介助（　　）　□全介助　□不明
金銭管理	□自立　□一部介助（　　）　□全介助 管理者：□家族（　　）　□その他（　　）　□不明
危機管理	□自立　□一部介助（　　）　□全介助　□不明
コミュニケーションの配慮	□必要なし　□必要あり（　　）　□ 不明
対人関係	□問題なし　□配慮必要（　　）　□ 不明
自傷・他害行為	□なし　　□あり（　　）□ 不明
普段の生活（何をして過ごしているか）	□ 不明
趣味・嗜好	□ 不明
睡眠	□良眠　□不眠（□入眠困難　□中途覚醒　□早朝覚醒）□睡眠剤使用　□不明
特記事項 （こだわり、関わり方、呼び方等）	

（2）合 理 的 配 慮 推 進 部 会

〔設置経過〕

障害者差別解消法第１７条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができるとされています。

本市としては、大牟田市障害者自立支援協議会による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成２８年８月、「大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会」を組織しましたが、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークをより実効的に機能させていくための常設の専門部会として、協議会内に「合理的配慮推進部会」を設置したものです。

当部会は、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を行うことで、差別解消支援に資することを目的としており、平成２７年度に設置していた『合理的配慮』普及プロジェクト会議」のメンバーに、新たに人権擁護委員の参画を得た１８人で、平成２８年１２月２２日に第１回を開催しました。また、市人権・同和・男女共同参画課が事務局として加わりました。

〔令和５年度の取り組み〕

部会内において合理的配慮等についての研修を３回実施しました。合理的配慮の考え方や事例についてのＤＶＤ視聴と福岡県障がい者差別解消専門相談員による障がいを理由とする差別解消の推進についての説明をうけ、合理的配慮に関する知識を深めました。また、障害者差別解消法の改正により、一般事業所においても合理的配慮の提供が令和６年４月から義務化されることを受け、一般事業所への普及の必要性や周知の方法・対象者について話し合いました。

７月には、障害者差別解消法の市民周知を図ることを目的とした「第３回合理的配慮普及セミナー」を開催し１１３人の参加がありました。前半は、講師２名による「障害者差別解消法」と「自閉症スペクトラム」の講話をいただき、多様な障害特性や関わり方について知識を深めました。後半は、自閉症と重度の知的障害がある人のひとり暮らしを描いたドキュメンタリー映画「道草」を上映し、当事者や家族を取り巻く環境について知識を深め、全ての人がお互いを尊重して生きる共生社会について共に考えました。

会議は、概ね３ヶ月ごとに開催していくこととしており、引き続き、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を図っていくこととしています。

開催日	実施事項	内　　容
4/26	第１回会議	1. 合理的配慮に関する研修 ・DVD 視聴（共に働くための合理的配慮） 2. 合理的配慮普及セミナーについて 3. その他 ・社会福祉法人キリスト者奉仕会 法人創立 40 周年記念「ふれあい講演会」について
7/2	合理的配慮 普及セミナー	1. トークⅠ「なるほど！ザ障害者差別解消法」 講師：大牟田市障害者協議会事務局長 大場和正　氏 2. トークⅡ「なるほど！ザ自閉症スペクトラム」 講師：相談支援センターサンローレル相談支援専門員 中川須美子　氏 3. 『道草』自閉症と重度の知的障害がある人のひとり暮らしを描いたドキュメンタリー映画 上映　監督：宍戸大裕　氏 4. その他 ・社会福祉法人キリスト者奉仕会 法人創立 40 周年記念「ふれあい講演会」について

開催日	実施事項	内　　容
9/20	第２回会議	1. 合理的配慮普及セミナーについての報告および意見交換 2. 合理的配慮に関する研修 ・DVD 視聴（共に働くための合理的配慮）
2/14	第３回会議	1. 障害を理由とする差別の解消の推進について（研修） 講師：福岡県障がい者差別解消専門相談員 2. その他

【合理的配慮普及セミナー　チラシ】

第3回 合理的配慮普及セミナー

～誰もがこの街で生きられるように～

私たちが誇る「**ダイジャシティおおむた**」が、多様な障害特性を理解し配慮しあう、
「**ダイバーシティ(多様性)おおむた**」という共生の街に近づく催しに、どうぞご参加ください。

●入場無料・事前申込制（当日参加も可能）　●手話通訳・要約筆記あり

と　き　2023年7月2日（日曜）13：30～16：00

ところ　大牟田文化会館小ホール

13：00　開場

13：30　主催者あいさつ

13：35　トークⅠ「なるほど！ザ 障害者差別解消法」
講師：大牟田市障害者協議会　事務局長　大場　和正さん

13：55　トークⅡ「なるほど！ザ 自閉症スペクトラム」
講師：相談支援センターサンローレル　相談支援専門員　中川　須美子さん

14：15　休憩

14：25　自閉症と重度の知的障害がある人のひとり暮らしを描いたドキュメンタリー映画

映画

上映

（字幕・音声ガイド付き）

自閉症と重度の知的障害があり、自傷・他害といった行動障害がある人。世間との間に線を引かれ、囲いの内へと隔てられた。そんな世界の閉塞を、軽やかなステップが突き破る。東京の街角で、介護者付きのひとり暮らしを送る人たち。ブランコに揺られ、季節を闊歩する。介護者とのせめぎ合いはユーモラスでシリアスだ。叫び、振り下ろされる拳に伝え難い思いがにじむ。関わることはしんどい。けど、関わらなくなることで私たちは縮む。だから人はまた、人に近づいていく……。（映画「道草」のパンフレットより抜粋）

16：00　閉会

大牟田市障害者協議会のアンテナショップによる物品販売も実施します。

※ 重症化リスクが高い方の参加がみこまれるため、マスクの着用など、感染対策にご協力ください。
また、発熱など体調不良の方は、入場をお断りする場合があります。

参加申込み・問合せ先：ほっとかん
電話：0944-57-7161　ファックス：0944-57-7163　メール：hotkan@hotkan.jp

●主催：大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会　●共催：大牟田市／大牟田市障害者協議会

（3）相 談 支 援 部 会

〔設置経過〕

平成２０年２月に設立した障害者自立支援協議会を効果的に機能させていくために、２２年１０月、市福祉課、４か所の障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターで構成する「相談支援部会」を設置し、困難ケースの検討や地域課題の抽出、プロジェクト会議への企画提案を行いつつ、２３年５月からは部会内にワーキング会議を位置づけ、児童分野と高齢者分野に役割を分担して活動を行ってきました。

障害児支援ワーキングでは、障害のある児童の乳幼児期から成人期に至るまでの一生涯を通して、切れ目のない支援をしていくためのネットワーク構築や、サポートノートの作成を共通課題として検討を行い、特に２４年度からは、新たに大牟田病院（重症心身障害児施設）、りんどう学園（児童発達支援センター）、からふる（児童発達支援施設）の３事業所が加わり、ともに活動を行っていましたが、令和元年６月に子ども支援部会に移行しました。

一方、高齢者ワーキングでは、高齢者の家族と障害者の子ども世帯のケースを元に、親子でサービスを受けながら住まえる住宅、入居可能な施設を考えていくことを共通課題として検討してきましたが、２５年６月に住宅セーフティネット法に基づく大牟田市居住支援協議会（事務局：社会福祉協議会、市建築住宅課）が設立されたことから、障害者自立支援協議会として同協議会に参画し、検討の場を担保していくことで、ワーキングとしての役割を終えました。

また、令和５年より、市内関係事業所の協力体制を強化するため、新たに指定特定相談支援事業所も、必要時に相談支援部会に参加する「相談支援部会拡大会議」を実施することとしました。

〔令和５年度の取り組み〕

各相談支援事業所より困難事例を持ち寄り、本人の能力に合わせた将来性や本人の問題行動への対応、本人と家族などを含む周囲の環境への支援など、１０件の困難事例を共有しました。他事業所での過去のケースを参考にしたり、社会資源の活用を協議したりすることで、参加者全員で各困難事例への対応について検討しました。

また、新たな試みとして年５回の部会のうち、１回を指定特定相談支援事業所にも参加を呼びかけ、「相談支援部会拡大会議」として開催しました。サービス利用計画作成時の課題や普段の支援時の困りごと・困難事例の共有、今後受けてみたい研修など、事前に収集したアンケートを基に意見交換を行うとともに、市内相談支援事業者間の連携強化を図りました。

また、福岡県自立支援協議会担当者会議に出席し、他県や他市と意見交換などを行い、その情報を部会内で共有しました。

今後の相談支援部会については、市内の相談支援事業所間で日常業務の相談や情報共有ができる体制を更に強化できるよう、活動していくこととしています。

≪令和5年度の活動状況等≫

開催日	実施事項	内　　容
4/18	第１回会議	1. 指定特例相談支援事業所の相談支援部会への参加について 2. 事例検討 3. その他

開催日	実施事項	内　　容
6/20	第１回拡大会議	1. 困難事例や困りごとの共有、検討 2. 有明ケアマネについて 3. その他 ・障害支援区分の更新推奨通知について ・今後の相談支援部会拡大会議の開催について
8/23	第１回地域自立支援担当者会議	1. 開会あいさつ 2. 福岡県自立支援協議会研修部会からのお知らせ 3. 地域生活支援拠点等の整備状況に関する報告 4. グループワーク 5. 質疑応答 6. 閉会
10/17	第２回会議	1. 事例検討 2. 特別支援学校を卒業する生徒の支援方法について 3. その他 ・大牟田市における自殺対策の取組みについて
12/19	第３回会議	1. 事例検討 2. 特別支援学校を卒業する生徒の支援方法について 3. その他
1/23	第２回地域自立支援担当者会議	1. 開会 2. 福岡県自立支援協議会研修部会からのお知らせ 3. 基幹相談支援センターの概要および設置状況について 4. 市町村からの事例紹介 5. 福岡県相談支援体制設備事業アドバイザーによる講演（シンポジウム形式） 6. 質疑応答 7. 閉会
2/20	第４回会議	1. 事例検討 2. 相談支援部会拡大会議の議題等について 3. その他 ・依存症セミナーの紹介 ・有明ケアマネの報告

（4）就 労 支 援 部 会

〔設置経過〕
平成２９年７月に設置した「大牟田市共同受注窓口」拡大検討プロジェクト会議の中で、大牟田市からの物品や役務の発注に対応する窓口を一本化した共同受注窓口について、対象を民間需要まで拡大できないか検討を行ってきました。
検討の過程で、「障害者の工賃向上を目指すための民間需要の取り込み」ということに限らず、「障害者雇用の促進」という広い視点も併せ持った官民共同の協議の場の設置が必要であるとの認識に達し、これを当プロジェクト会議での検討結果と位置付け、これを受けて、障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を図るための常設部会として、平成３０年８月に就労支援部会を設置しました。
また、行政機関における職場実習プロジェクト会議については終結し、就労支援部会の取り組みとして、市役所での職場実習を行っていくこととしました。

〔令和５年度の取り組み〕
就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援Ａ型事業所、Ｂ型事業所、就労移行支援事業所）を対象に、就労支援部会の取組みについて周知を目的とした「事業所連絡会」を開催しました。前半は、「障害者の工賃向上」や「障害者雇用の促進」等に向けた部会の取組みについて説明し、後半は、サービスごとのグループに分かれ障害者支援での困り事や課題解決に向けた意見交換を行いました。連絡会後の参加者アンケートでは、今後も定期的な開催を希望する意見を多くいただきましたが、第１回部会の中で、今後も継続して事業所間の意見交換の場が必要であれば、部会では実施せず、事業所同士で呼びかけてもらうよう整理しています。
来年度の取組みとして、一般就労希望者や興味のある方を対象に、大牟田市単独での「合同企業面談会」を計画しており、実施案等の検討も平行して進めました。
また、行政機関（大牟田市役所等）における職場実習では、３名の申込みのうち、２名の受入れを行いました。実習者や支援機関からは、本人の一般就労への自己肯定感の向上や個人能力のスキルアップに繋がったとの感想をいただいています。今後も、障害のある人が職業生活における基本的知識・習慣を学ぶとともに、就労可能な職域の開発を図るため継続していきます。

≪令和5年度の活動状況等≫

開催日	実施事項	内　　容
6/9	第１回会議	1. 今年度の取組みについて 2. 来年度の取組みについて 3. 行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について 4. その他 ・内閣府サイト（ケーススタディ集）の紹介
9/13	第２回会議	1. 事業所連絡会について 2. 来年度の取組みについて 3. 行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について 4. その他

開催日	実施事項	内　　容
11/22	事業所会議	1. 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会について 2. 障害者支援での困りごと等の情報共有（グループワーク） ①各事業所における現状・課題の共有 ②課題解決に向けた意見交換
12/6	第３回会議	1. 事業所連絡会について 2. その他 ・企業面談会の開催について
3/13	第４回会議	1. 来年度の取組みについて 2. 行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について 3. その他 ・令和７年度の予算要求について

≪令和5年度　行政機関における職場実習　実習実績一覧≫

No	性別	障害種別	実習部署	実習内容	実習期間	受入れ部署における総合所管
1	男	精神障害	健康づくり課	事務補助等	8月21日（月）～25日（金） 〔5日間〕 9：00～15：00	初日は緊張がみられたが、徐々に大きな声での挨拶等ができていた。業務でわからないところは職員に質問し、着実な業務遂行ができていた。データの入力作業は、入力箇所を確認しながら丁寧に、かつ早いペースで入力することができていた。
2	男	身体障害	生涯学習課 スポーツ推進室	事務補助等	11月17日(月)～12月1日(金) 〔5日間〕 9：00～15：00	〔生涯学習課〕 アンケート結果のPC入力作業に関しては、一生懸命行っていた。また、分からないところは、その都度、他の職員に確認を取りながら丁寧に行っていた。また、はたちの集いの掲示物や来賓者の名簿の作成も依頼した。 〔スポーツ推進室〕 アンケートの調査結果の入力と建設中の総合体育館のモニタリングを行ってもらった。感想と課題を挙げてもらい、貴重な情報となった。

（5）子 ど も 支 援 部 会

〔設置経過〕
学校教育、幼児教育・保育において、障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援のあり方を検討するため、関係機関等（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市（子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当）等）が相互に連携しながら支援・指導・助言等ができる体制の構築を図るために、令和元年８月に全体会の承認を得て、相談支援部会の子ども支援ワーキング会議から子ども支援部会に移行しました。

〔令和５年度の取り組み〕
地域の障害児や気になる児童（障害の可能性がある児童）の現状などを把握し、支援方法の検討や早期療育などにつなげることを目的に、主任児童委員を対象としたアンケート調査を令和４年１０月に実施しました。このアンケート調査の結果を踏まえ、令和５年６月に主任児童委員を対象とした研修を実施し、発達障害や愛着障害のある児童への効果的な接し方・見守り方について知識を深めました。
また、医療的ケア児に関する取組みについては、年間を通して市内の医療的ケア児の現状の情報収集や共有を行いました。福岡県医療的ケア児支援センターの講師による研修やペアレントトレーニングを実施し、部会内での知識向上を図りました。
今後も、支援機関同士の連携を深め、障害児またはその可能性がある子どもが抱える課題の抽出と解決に向けて、引き続き、支援のあり方について検討を進めていくこととします。

≪令和5年度の活動状況等≫

開催日	実施事項	内　　容
5/18	第１回会議	1. 年間計画について 2. 医療的ケア児に関する情報共有等 3. 主任児童委員への研修について 4. 社会資源マップ「おおむたの子どもたちの育ちや自立を支援するために」の更新について 5. その他 ・大牟田市児童通所サービス等連絡会について ・発達障害児者家族等支援事業りりあんについて ・医療的ケア児在宅レスパイト事業について ・おおむた子育てわくわくブックについて
6/28	主任児童委員への研修会	主任児童委員への研修会 ・事前アンケート結果の説明 ・発達障害と愛着障害について

開催日	実施事項	内　　容
10 月	障害児社会資源 マップ改訂	障害児社会支援マップ「おおむたの子どもたちの育ちや自立を支援するために」改訂
10/10	第２回会議	1. 医療的ケア児に関する研修 講師：福岡県医療的ケア児支援センター 医療的ケア児コーディネーター兼トータルアドバイザー 横田信也　氏 2. 質疑応答 3. その他 ・令和５年度版社会資源マップ「おおむたの子どもたちの育ちや自立を支援するために」について
2/6	第３回会議	1. 医療的ケア児に関する今後の取組みについて ・「医療的ケア児コーディネーター連絡会」の報告 2. ペアレントトレーニングについて（研修） 講師：りんどう学園　園長　北野真由美　氏 3. 来年度の取組みについて 4. その他